

拡散防止管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 2025-11	指定年月日・指定番号	令和8年2月3日 管-267	所在地	名古屋市南区滝春町9番の一部	
調製・訂正年月日	令和8年2月3日					
拡散防止管理区域の概況	工場				面積	63.3m ²
地下水汚染の有無（土壤溶出量基準不適合の場合）	有・無					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染等調査の結果により指定された措置管理区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染等調査又は自主調査の結果により指定された拡散防止管理区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた拡散防止管理区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
拡散防止管理区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	R7.11.14	砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出
						管理汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考2 「拡散防止管理区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

拡散防止管理区域内の土壤の汚染状態

- 1 拡散防止管理区域の所在地
名古屋市南区滝春町9番の一部（詳細は4のとおり）
- 2 試料の採取を行った日
令和7年9月15日
- 3 調査結果
表のとおり
- 4 拡散防止管理区域及び試料採取位置図
図のとおり

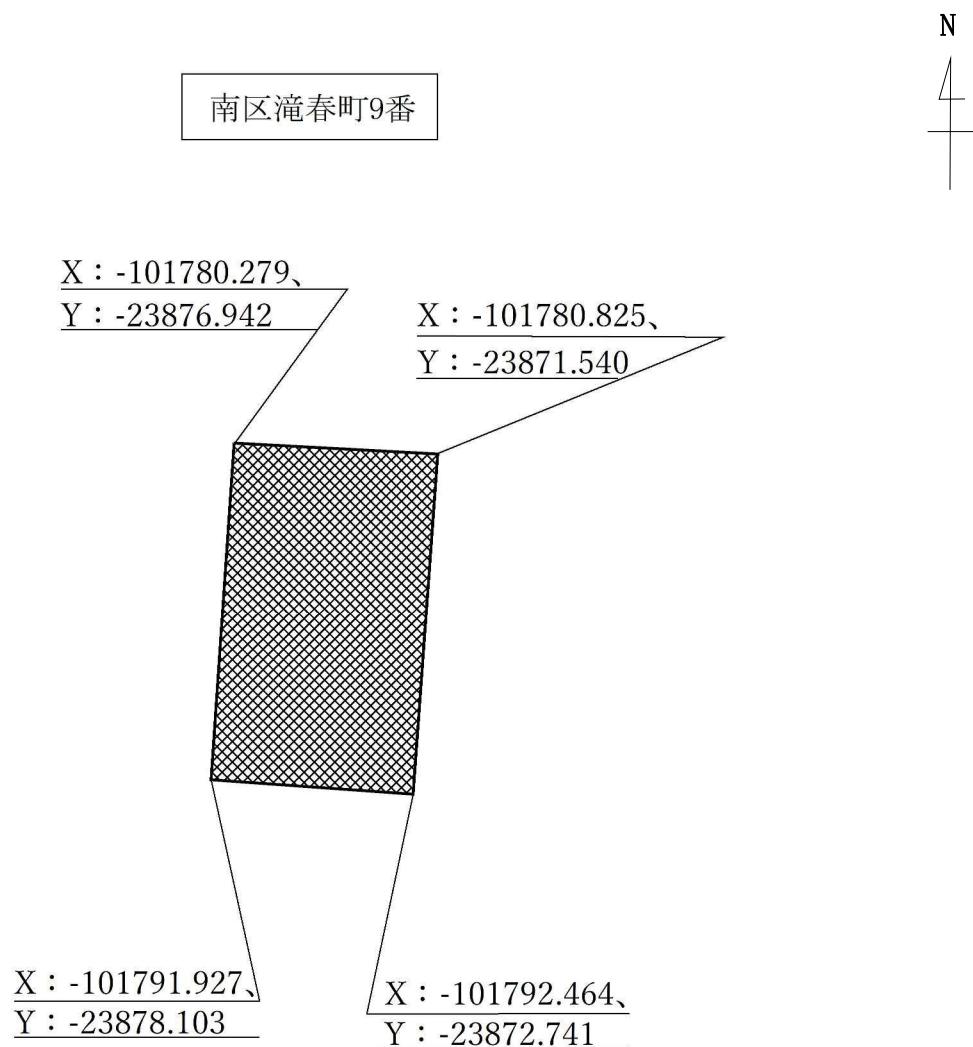
表 土壤調査結果

分析項目		基準	定量下限値	結果
溶出量 (mg/L)	第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	0.0002
		クロロエチレン	0.002以下	0.0002
		1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004
		1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.001
		1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001
		1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002
		ジクロロメタン	0.02以下	0.001
		テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.0005
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006
		トリクロロエチレン	0.01以下	0.001
		ベンゼン	0.01以下	0.001
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003
		六価クロム化合物	0.05以下	0.005
		シアノ化合物	不検出	0.1
		水銀及びその化合物	0.0005以下	0.0005
		アルキル水銀	不検出	0.0005
		セレン及びその化合物	0.01以下	0.002
		鉛及びその化合物	0.01以下	0.005
	第三種特定有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001
		ふつ素及びその化合物	0.8以下	0.08
		ほう素及びその化合物	1以下	0.1
		シマジン	0.003以下	0.0003
		チオベンカルブ	0.02以下	0.002
含有量 (mg/kg)	第二種特定有害物質	チウラム	0.006以下	0.0006
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	0.0005
		有機りん化合物	不検出	0.1
		カドミウム及びその化合物	45以下	1.0
		六価クロム化合物	250以下	10
		シアノ化合物	50以下	5
		水銀及びその化合物	15以下	1.0
		セレン及びその化合物	150以下	1.0
		鉛及びその化合物	150以下	10

備考1：網掛けは基準不適合を示す。

備考2：NDは定量下限値未満を示す。

図 拡散防止管理区域及び試料採取範囲図



凡例

: 調査対象地

: 土壌試料採取範囲

: 拡散防止管理区域 (砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物
(土壌溶出量基準不適合))